○農林水産省告示第二百四十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十三のペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　植物及び地域

ケント種のマンゴウの生果実であって、ペルーで生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における検査及び証明

㈠　ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信じる旨記載されているペルー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ　四の消毒が行われたものであること。

四　生産地における消毒

温湯浸漬処理施設において、摂氏四十七度の温湯により生果実の中心温度が摂氏四十六度となるまで消毒すること。

五　植物防疫官による確認

三の㈠の検査及び四の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所

㈠　消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　㈠のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、ペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

三の㈠の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。